

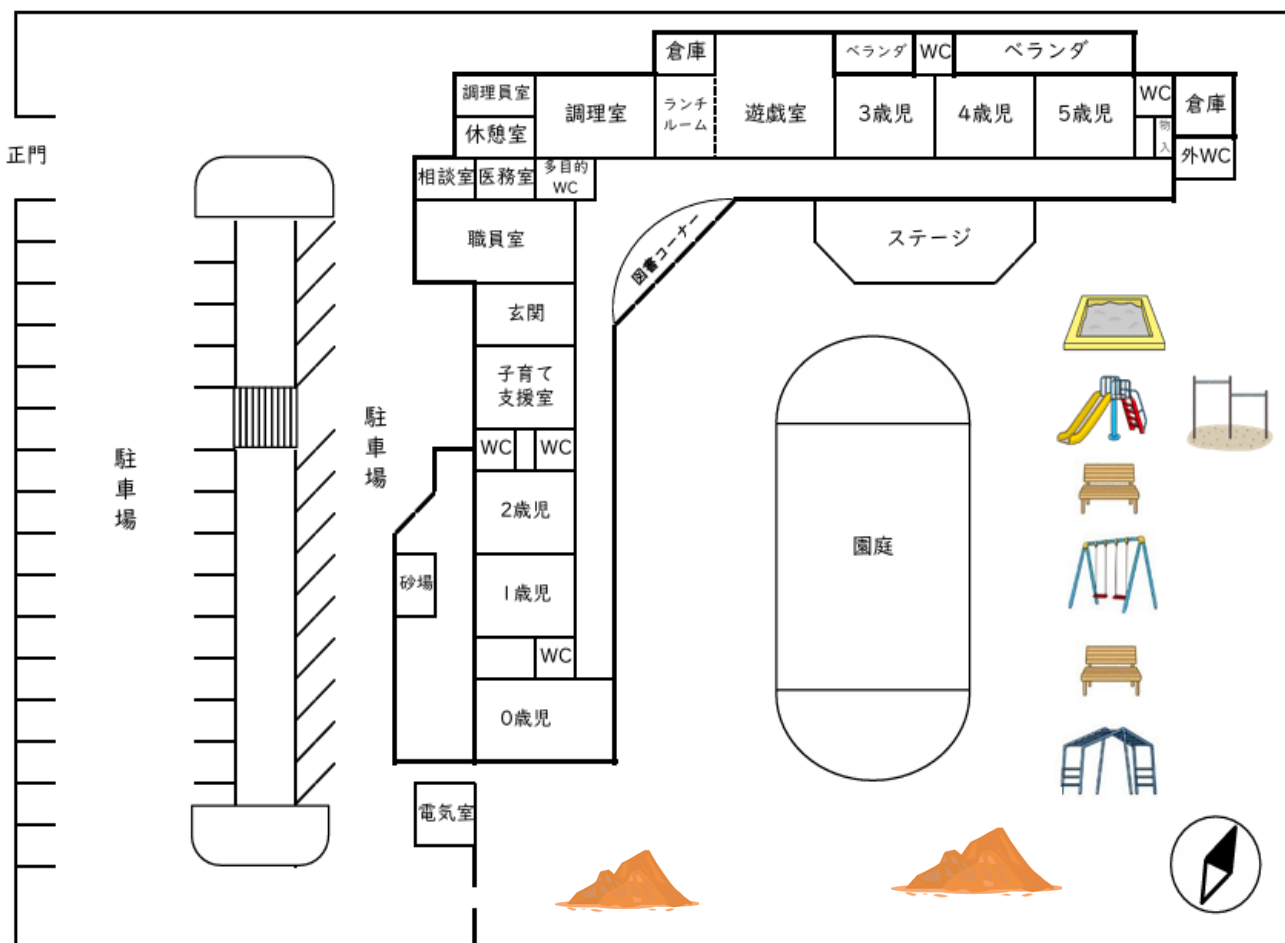
大宜味村立おおぎみこども園 重要事項説明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第20条(運営規定)

1 こども園の概要

- (1) 名 称：大宜味村立おおぎみこども園
- (2) 設置者：友寄景善
- (3) 所在地：沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋1306番87
- (4) 電 話：0980-44-2500 FAX：0980-44-2502
- (5) 施設構造：鉄筋コンクリート造
- (6) 規 模：敷地面積9,723㎡(うち園庭2,255㎡)
延床面積1,100㎡
- (7) 受入年齢：生後6ヶ月～小学校就学前まで

2 園内配置図



3 施設の目的及び運営の方針

(1) 基本理念

安全・安心に優れ、地域とつながり、共に育ち 学び 支え合う施設

(2) 基本方針

基本方針1：子どもが健やかに育ち、学び合うとともに人材育成を行う園

基本方針2：子ども達の安全・安心に配慮する園

基本方針3：誰もが利用しやすく、地域とのつながりを大切にする園

4 教育・保育の内容

(1) 教育・保育目標 げんきいっぱい おもやりいっぱい かがやきいっぱい おおぎみっこ

○げんきいっぱい(明るさ、強さをはぐくむ)

○おもいやりいっぱい(情緒の豊かさ、やさしさ、関わる力をはぐくむ)

(2) 目指すこども園像

① 安全・安心なこども園(子どもの命を大切にする)

② 楽しいこども園(園児一人一人が元気いっぱい活動できる楽しい園)

③ きれいなこども園(明るく清潔で、落ち着きのある園)

④ 個に応じた支援のできるこども園(一人一人の子どもをよく理解し、一人一人の子どもとていねいに関わり心身共に健康な子どもを育てる)

⑤ 保護者、地域に開かれたこども園(家庭・地域との連携を深め、共に子どもを育てる)

(3) 目指すこども像

○げんきいっぱい

・ 明るく健康な子ども

・ 自分の力でやりぬこうとする子ども

○おもいやりいっぱい

・ 周りのものに関心をよせ、人とのつながりを大切にする子ども

・ 地域や自然に親しみ、やさしく思いやりのある子ども

○かがやきいっぱい

・ 話をよく聞き自分の発見や考えを伝える子ども

・ 自分の思いや考えをいろいろな方法で豊かに表現するなど工夫して遊ぶ子ども

(4) 子育て支援

【在園児の保護者向け】

①保護者と相互理解を図る。(懇談会、保護者会の実施、各種たよりの発行)

②保護者に教育及び保育への参加を促す。(保育公開、保育参加)

③保護者同士をつなぐ。

④子育ての力をつける。(子育て情報の発信、育児講座、子育て相談の実施)

⑤保護者のニーズに応え働きやすい環境をつくる。(預かり保育・延長保育等)

【地域の保護者向け】

①一日開放(体験保育、園庭開放、子育て支援室、絵本室開放)

②保護者同士をつなぐ。

③子育てに関する情報の発信、参加誘い(子育て情報の発信、育児講座、子育て相談会への案内)

④園行事への誘い(年中行事等)

⑤一時預かり保育の実施

5 クラス編成と職員構成(案)

(1) クラス編成

2月1日現在

年齢	クラス名	担任名・支援員名・補助員名	男	女	計
0歳児	たんぽぽ	2名配置予定 … 担(1)・補(1)	1	0	1
1歳児	すみれ	4名配置予定 … 担(3)・補(1)	8	8	16
2歳児	ちゅうりっぷ	4名配置予定 … 担(3)・補(1)	6	7	13
3歳児	ひまわり	2名配置予定 … 担(1)・支(1)	6	7	13
4歳児	ゆうな	1名配置予定 … 担(1)	10	10	20
5歳児	でいご	1名配置予定 … 担(1)	14	10	24
合 計			45	42	87

(2) 職員構成

職 種	員数	職 種	員数
園長	1	看護師	1
主幹教諭	2	栄養士	1
担任・支援員・補助員	14	事務	1
預かり保育担当	3	調理員(代替含む)	6
代替	6	バス運転手 兼 用務員	1

6 一日の生活の流れ

3～5歳児		0～2歳児			
1号認定（教育時間）		2号認定（標準・短時間）		3号認定（保育）	
受 け 入 れ 準 備					
7:30		7:30～保育標準開始 順次登園	7:30～保育標準開始 順次登園	7:30	
8:20	8:20～順次登園	各クラスにて活動	0～2歳児合同保育		
8:30～ バス通園時登園	8:30～保育短時間開始 バス通園時登園	8:30～保育短時間開始 発達に合わせたあそび(クラス) (クラス)	8:30～保育短時間開始 発達に合わせたあそび(クラス) (クラス)	8:30	
9:00	・教育・保育課程に基づく活動（3～5歳児） （クラス別集団活動・異年齢交流等）		朝のおやつ(補食：各クラス)	9:00	
			発達に合わせたあそび(クラス) 排泄・手洗い・水分補給 遊び(室内・園庭・散歩)など	10:00	
11:15	・活動の片付け ・今日の振り返り（明日の日程、絵本貸出等（3歳児 降園時に保護者と借りる） ・給食準備 3歳児 （11：30～）		・排泄・手洗い ・食事 たんぽぽ・すみれ（11：00～） ちゅうりっぷ（11：15～）	11:00	

	4・5歳児（11：45～） ・給食の片づけ・掃除	・午睡 起きた子から（排泄・手洗い、おやつ準備）	12:15
13:00	・帰りの身支度 13：30 降園 希望者は預かり保育 異年齢活動	・午睡の準備 ・午睡（各クラスにて） 個々に応じて休息 ・帰りの身支度	15:05
16:30		15：20 おやつ	
		・保育短時間園児随時降園 ・保育標準時間園児は 好きなあそびを楽しむ	16:30
18:30	閉園	随時降園 随時降園 閉園	

7 教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(1) 1号認定の子ども(教育時間認定) 3歳以上園児

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
朝の受け入れ時間	午前8時20分～8時30分
教育時間	午前8時30分～午後1時30分(5時間)
預かり保育	月曜日から金曜日：午後1時30分～午後4時30分 土曜日・長期休暇：午前7時30分～午後4時30分
延長保育	月曜日から金曜日：午後4時30分～午後6時30分
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・慰霊の日 夏季休業(7月18日～8月31日) 冬季休業(12月25日～1月5日) 学年末休業(3月20日～3月31日) ※5歳児は3月17日～

※預かり、延長保育には別途料金が発生します

(2) 2号・3号認定の子ども(保育認定)

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分(11時間) 保育短時間 午前8時30分～午後4時30分(8時間)
早朝・延長保育	保育短時間 午前7時30分～午前8時30分

		午後4時30分～午後6時30分
開園時間	月曜日から金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前7時30分～午後5時15分
休業日	日曜日・祝祭日・慰霊の日	
	年始・年末(12月29日～1月3日)	
	次年度準備の為(3月30日・31日)	

※保育短時間利用園児の延長保育は別途料金が発生します。

(3) 預かり・延長保育・土曜日の保育利用について

①預かり(1号認定こども) 3歳以上園児

・1号認定の園児が平日の午後、もしくは土曜日・長期休暇中に預かりを利用したい場合は、『預かり申請書』に必要事項を記入の上、利用希望日の3日前までに、こども園に提出してください。

※次ページに示すように預かりには別途料金が発生します。

②延長保育(2・3号認定保育短時間利用のこども)

・保育短時間(8時間)の園児が4時30分以降に園長保育を利用したい場合は、『延長保育申請書』に必要な事項を記入の上、利用希望日の3日前までにこども園主幹に提出してください。

※次ページに示すように延長保育には別途料金が発生します。

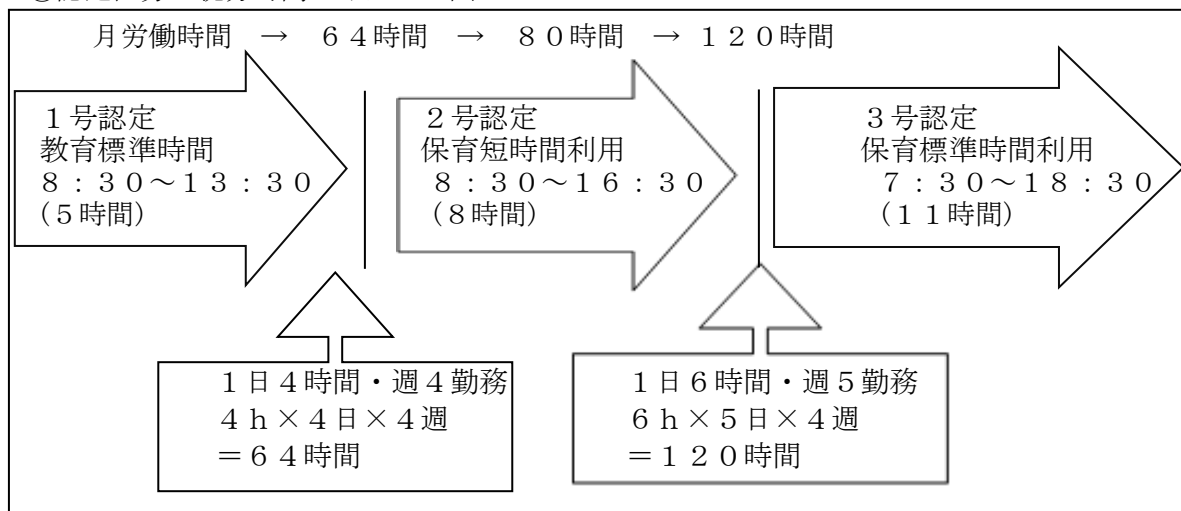
③土曜日保育(2・3号認定の子ども)

・土曜日の利用は、国からの方針に添って保護者が①就労(土曜日)している、②妊娠、出産③疾病、傷害がある、④介護、看護している、⑤災害復旧中である、⑥就学で授業がある、⑦児童虐待が疑われるの理由で受け入れています。(入園手続きの際に、申請書等を提出しています。)しかし、急な仕事が入った等、土曜日の利用が必要になった場合は、『土曜日保育申請書』に必要事項を記入の上、利用日の3日前(水曜日)までに主幹に提出してください。

※2, 3号認定土曜日保育利用には利用料は発生しませんが、保育が必要な事由に該当しないと預かることができません。

(4) 参考資料

①認定区分と就労時間のイメージ図



②利用時間のイメージ図

【1号認定】

	預かり利用(申込制)	
	平日	土曜・長期休業
8:20 受け入れ (4・5歳児 バス利用可)	8:20 受け入れ (4・5歳児 バス利用可)	8:20 受け入れ (バス運行なし)
8:30 教育 5時間 13:30	8:30 教育 5時間 13:30	8:30 預かり保育
降園 (3～5歳児 バス利用可)	13:30 預かり保育 16:30	16:30
	16:30～ 延長保育 18:30	16:30～ 延長保育 17:15

【2号認定】

保育短時間	保育標準時間
8:20 受け入れ (4・5歳児 バス利用可)	7:30 受け入れ (4・5歳児 バス利用可)
8:30 教育 5時間 13:30	8:30 教育 5時間 13:30
保育 計8時間 16:30	保育 計11時間
16:30～ 延長保育 18:30	18:30

※土曜日は17:15分まで

※3号認定は2号認定の教育の時間が保育の時間に変わる。

8 利用料・支払い方法

(1) 利用料

	3歳～5歳		0歳～2歳児
認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
預かり保育料	月～金：300円／日 土曜日・長期休業 ：900円／日		
延長保育利用料	午後4時30分から午後6時30分まで 200円／1時間 ※2号・3号の標準保育認定は延長保育なし		
諸経費 教材費	年齢により異なる(別紙参照)		
保護者会費	総会后決定		
その他	遠足に必要な経費等、必要に応じて臨時に徴収する場合があります。		

(2) 支払方法

①預かり保育・延長保育料金(予定)

納付書払い	指定された期日までに金融機関にてお支払いください。
-------	---------------------------

②諸経費

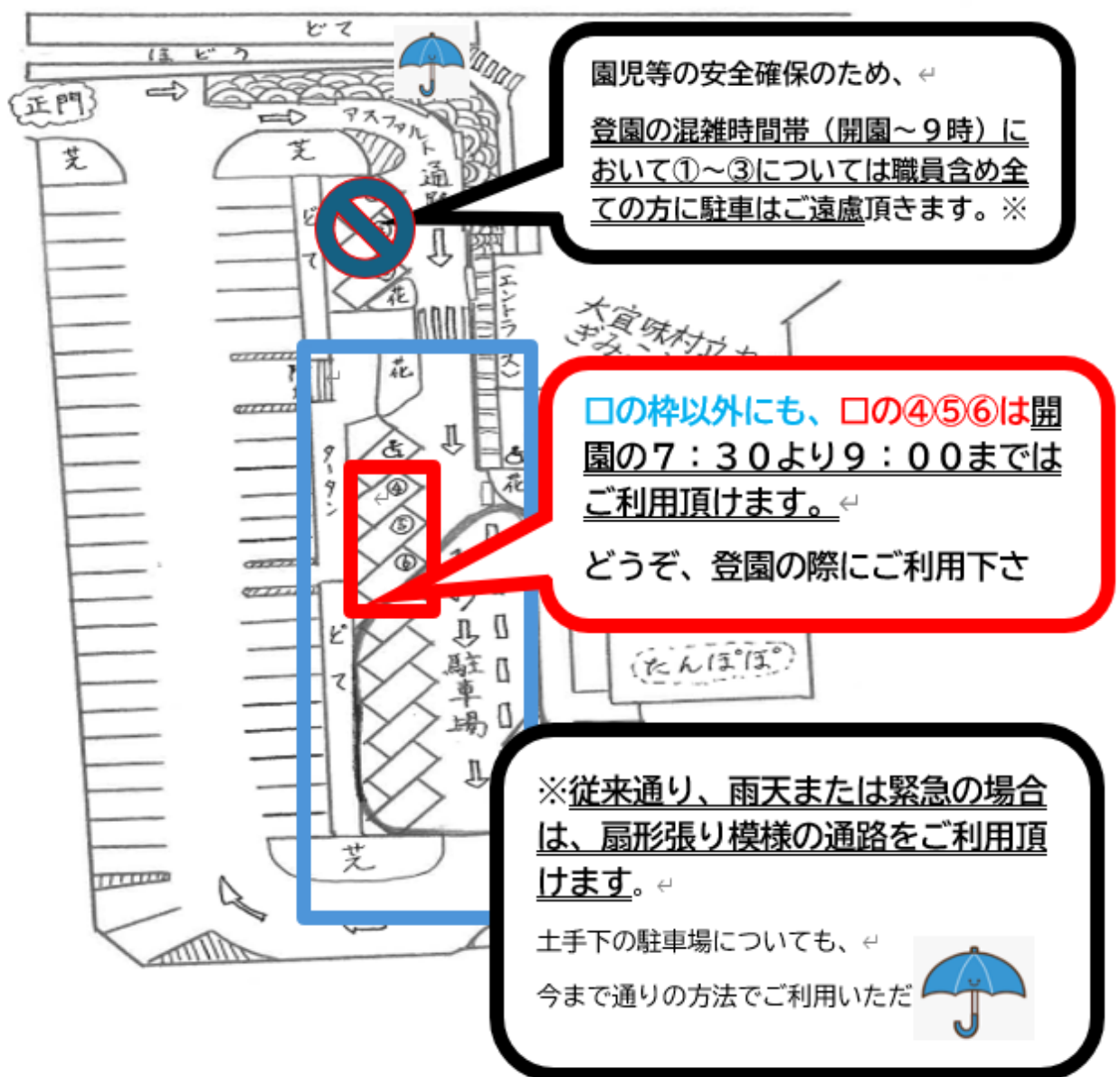
徴収袋	諸経費がある場合は、徴収袋を配布しますのでお釣りのないよう に園に収めてください。
-----	--

9 通園方法について

(1) 送迎について

- ・施設内へ車の乗り入れをする際は、子どもの飛び出しに等に十分気をつけてください。
- ・安全管理上、玄関前のエントランスへの乗り入れは雨天時のみにしてください(1ページ図参照)
- ・8:00~9:00、17:00~18:00は送迎の為、駐車場が込み合う可能性があります
- ・園児の安全管理上、保護者の方で責任をもって送迎してください。送迎を代理の方をお願いする際は、こども園まで連絡してください。(Tel 44-2500)
(保護者の許可なしで園児の引き渡しを行いません。)

(2) 園内駐車場利用について



10 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

認定こども園法施行規則第27条(学校保健安全法施行規則の準用)に規定する健康診断に準じて実施します。

【0～5歳：全園児】

- | | | |
|---------------|-------------|-------------------|
| ・園児健康診断（内科検診） | 年2回（6月・1月） | ・・・5歳児は11月に就学前検診有 |
| ・歯科検診 | 年2回（5月・11月） | |
| ・尿検査 | 年2回（4月・10月） | ・ぎょう虫検査 年1回（4月） |

(2) 健康管理、病気の時の対応

子ども園は基本方針に「子ども達の安全・安心に配慮した園」を掲げており、事故防止に最大限努力していきますが、事故が発生した場合や園児が急病になった場合は、速やかに適切な救急活動ができる体制を整え、子どもの安全確保に努めます。そのため、次のことにご協力ください。

①家庭対応

- ・毎朝、お子さんの健康状態を確認（熱・下痢・嘔吐等）し、具合の悪い時は無理させないでください。
- ・子どもの健康状態で気になることがあれば、お便り帳に記入、もしくは登園時に職員に報告してください。
- ・担任へ自宅や職場等の電話番号を知らせ、確実に連絡がとれるようにしてください。
- ・園での与薬を希望される方は、医師の処方箋により与薬できます。医療行為となりますので『与薬依頼表』の記入が必要です。
- ・欠席する場合は理由を明らかにして午前9時までにこども園に連絡してください。（できるだけコドモンを利用してください）（TEL 44-2500）

②園での対応

以下の症状が出た場合、保護者に連絡いたします。園児の症状悪化、他園児に感染させるおそれがありますので、速やかにお迎えをお願いします。

- ・発熱で37.5℃以上の場合（ひきつけの既往歴がある場合は37.5℃以上）

※37.5℃以下の場合でも明らかな体調不良が見られる場合はお迎えをお願いすることがあります。

- ・下痢が2回以上の場合。
- ・嘔吐が2回以上続いた場合。（状態に応じては1回でも連絡することもあります）

③緊急時における対応

- ・教育・保育中に園児の健康状態の急変、その他緊急事項が生じたときは、保護者の方からあらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、委託医、救急車で搬送時の措置を講じます。

④園内での外傷又は事故への対応

- ・保護者へ連絡をして、状況説明をします。
- ・状況に応じて病院受診が必要と思われる場合は、保護者での対応をお願いします。

(3) こども園での与薬について

①与薬に対する基本姿勢

- ・登園するこども達は、ほとんど集団生活に支障のない健康状態にあり、施設内で薬を扱うことは原則ありません。
- ・主治医から園児に処方された薬は元来その保護者があたえるものです。
- ・風邪などの急性疾患で登園が可能な場合は、分2処方(朝・パンの2回／1日)、または分3処方の場合、朝・帰宅後・寝る前の3回投与が可能か医師に確認していただき、できる限り子ども園での与薬が必要ないようにしてください。
- ・保育時間中、やむをえず保護者が薬を与えることができない場合は(昼食後投与など)、保護者から『投薬依頼書』を受け取り、保護者に代わり看護師による投与を行うことができます。ただし看護師不在の場合は投与できません。
- ・こども園で与薬する薬は、医師の指示に基づいた薬のみです(保護者の個人的な判断で持参した薬は対応できません)

②与薬依頼

- ・保護者が『与薬依頼表』に必要事項を記入してください。(1枚につき6回の与薬依頼ができます。)
- ・当日は『与薬依頼表』及び医師(薬剤師)の処方箋(お薬手帳でも可)、1回分の薬を必ず職員へ手渡ししてください。
- ・処方箋(お薬手帳)は園でコピーを取った後、お返しします。
- ・数日間与薬を依頼する場合は、『与薬依頼表』をお返ししますので、日付と保護者サインのみ記載し、薬とともに毎日持参してください。
- ・『与薬依頼表』及び、保護者のサインがない場合は与薬できません。
- ・事故を防ぐため、薬は1回分のみ預かることを原則とします。(慢性疾患等で毎日投与する場合も)
- ・薬は全てにクラス名・園児名を記入してください。

1 1 賠償責任保険の加入状況

園児が災害により医療機関で治療を受けた場合に必要な給付を受ける制度です。

手続きはこども園を通して子育て支援室が行います。

保険会社	日本スポーツ振興センター	保健の内容	教育・保育中での災害、けが、事故 医療費点数が500点以上のもの
------	--------------	-------	-------------------------------------

1 2 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「感染症ガイドライン」にそって、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に行います。

(1)医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後	発しんが消失してから

	7日間くらい	
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から ・・・まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化して から
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現し てから5日を経過するまで、かつ全身状 態がよくなるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められ るまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した 数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現し た数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が 消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳 出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は5日間の 適正な抗菌物質製剤による治療を終了す るまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療 が終了し、48時間をあけて連続2回の 検便によって、いずれも菌陰性が確認さ れてもの
急性出血結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2 週間、便から数週間～数ヶ月 排出される	医師により感染の恐れがないと認めるま で
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるま で

※上記伝染病にかかった時は**必ずこども園に連絡してください。**

(2) 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届けが望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な菌薬治療を開始する前 と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過してい ること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24 時間から発病後3日程度まで 最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した 後2日を経過するまで(乳幼児にあって は、3日を経過するまで)
マイコプラズマ肺炎	適切な菌薬治療を開始する前 と開始後数日間	発熱や激しい咳が収まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍(かいよう)が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく 普段の食事がとれること
伝染性紅班(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウ イ ルス等)	症状のある間と、症状消失後 1週間(量は減少していくが 数週間ウイルスを排出してい るので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食 事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(弁の中に1 か月程度ウイルスを排出して いるので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく 、普段の食事がとれること

R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してから突発性発疹解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと

※インフルエンザを発症した場合は必ず医師にかかり、解熱した日をこども園まで連絡ください。

【参考】インフルエンザ出席停止期間の基準 早見表

	発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (6日目)	発症後 (7日目)	発症後 (8日目)
発症後 1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
発症後 2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
発症後 3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
発症後 4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能

13 虐待防止のための措置

- ・職員に対し虐待防止のための研修を行うとともに、園児の身体に虐待等の痕跡を発見した場合は警察又は児童相談所に通告します。

1 4 非常災害時の対策

- ・非常災害に対する具体的な計画(おおぎみこども園危機管理マニュアル)に則り、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月避難訓練を実施します。
- ・園児等による火災、不審者、地震・津波避難訓練は月交代で行い、職員による消火訓練は毎月1回実施します。

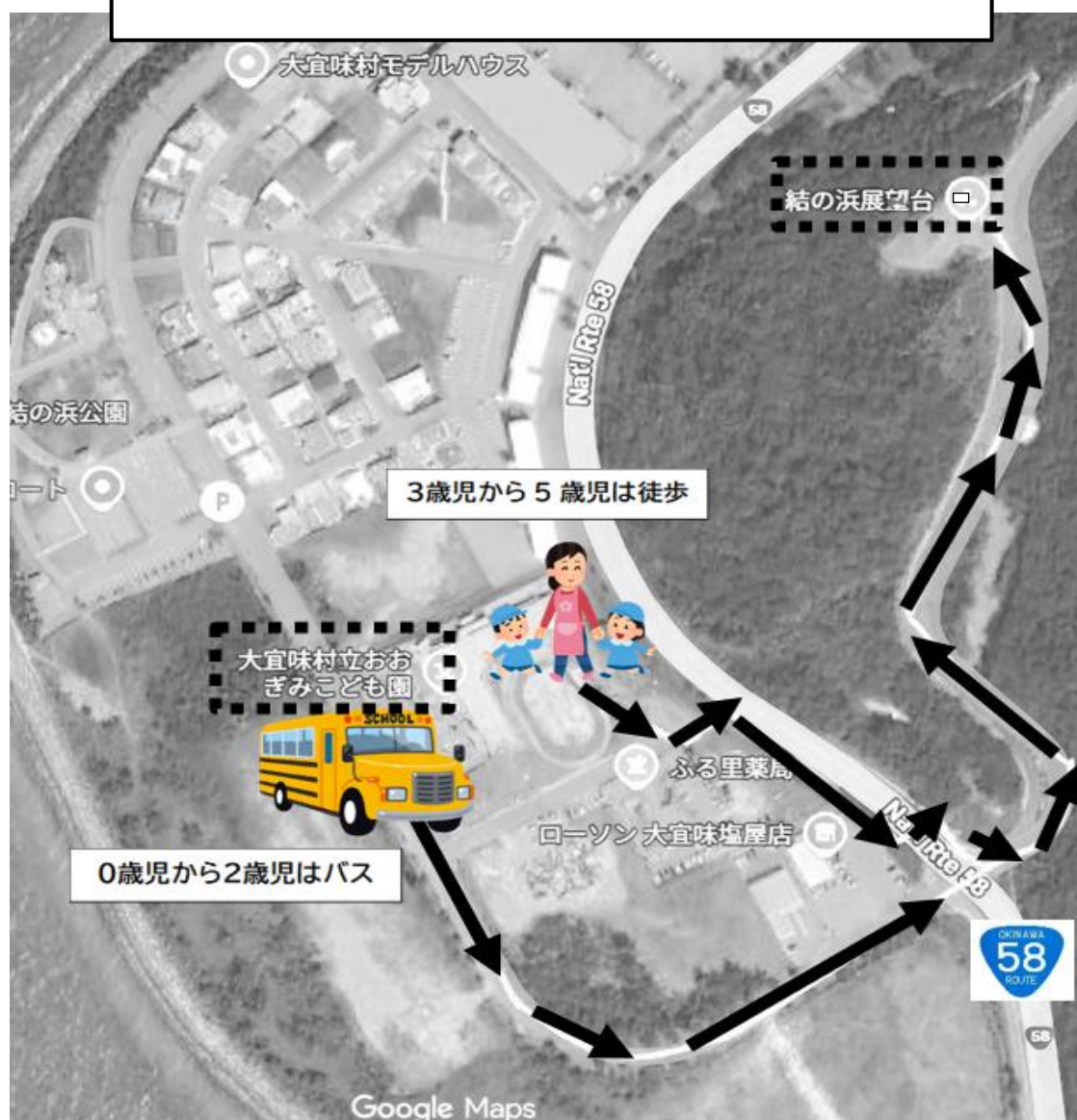
【災害時の避難場所について】

○地震・津波発生時

*避難経路・避難場所

◎震度 4 以上地震発生及び津波注意報・警報が発表された場合

0歳児～2歳児はバスに乗車し、結の浜展望台へ避難。
3歳児～5歳児は徒歩にて結の浜展望台へ避難。



○火災発生時



15 給食・弁当の日について

(1) 給食について

- ・給食及びおやつは自園で調理した食事を提供します。(月曜日～土曜日・長期休業中)
- ・アレルギーの園児は医師の診断により除去食等の対応をします。医療機関を受診し、診断書を提出してください。(別紙申請書：検査項目は保護者で指定してください)
約140食の多数の提供となるため、学校給食センター同様、保護者要望の除去食の対応は行いません。
- ・診断書は、1年に1回提出をお願いします。
- ・乳児(0歳児)に対しては、食の安全確保の面から個別面談を実施します。

(2) 4・5歳児の弁当の日について

- ・4・5歳児は月1回(基本第4金曜日)に弁当の日を実施します。(1月から3歳児も実施)

【弁当会を実施する目的】

- ①親子のつながりを深める ②食育に資する ③園外保育で様々な場所に出かけ、地域の自然や文化に触れる

お弁当会は子ども達にとって大きな喜びであり、ご褒美です。お子様が大好きなおかずをたくさん入れ、「全部食べた」という達成感と作ってくれた人への感謝、愛情を育んでください。

16 「コドモン」について(登降園管理・保護者連絡アプリ)

こども園より園児の登降園の管理をICカードを使って管理していきます。
また、保護者から園児の休みや遅れるなどの連絡、子ども園からの連絡がアプリを使ってできるようになります。(事前に保護者からの登録が必要です)